

業務委託契約事務取扱要領

第1 目 的

県が発注する業務委託（建設工事等に係るものを除く。）に係る契約については、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）その他別に定めるもののほか、この要領において取扱事項を定め、もって契約事務の適正化を図ることを目的とする。

第2 契約締結の方法

県が契約を締結しようとする場合は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることとされているが、このうち、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、適用できる方法である。

このため、業務委託に係る契約にあつては、公平性、透明性及び競争性を高めるため、一般競争入札によることを原則とする。

1 一般競争入札

一般競争入札を行う場合は、次により行うものとする。なお、当該入札において、郵便により入札書を提出させる場合は、別途「郵便による入札実施要領」に留意すること。

(1) 一般競争入札の意義

「一般競争入札」とは、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する方法をいう。

(2) 一般競争入札の参加資格

一般競争入札に参加できる者の資格として、次の要件を付すものとし、等級格付については、「一般競争入札の参加要件基準」（別表1）によるものとする。

- ア 令第167条の4第1項各号の規定への該当の有無
- イ 令第167条の4第2項各号の規定への該当の有無
- ウ 業務委託における競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録している営業種目及び等級格付
- エ 本店、支店、営業所等の所在地
- オ 業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止の有無
- カ その他契約担当者（※）が必要と認める事項

(3) 一般競争入札の公告

① 公告期間及び内容

地方自治法
（以下「法」）234

地方自治法施行令
（以下「令」）167の
5の2

※契約担当者
知事若しくは
市長又は、契約の締結につき知事の委任を受けた者
会計規則（以下「規則」）128

令167の6
規則148、149

一般競争入札に付そうとするときは、次の各号に掲げる事項について、入札の期日の１０日前までに公告するものとする。

ただし、急を要する場合においては、５日前までに公告することができる。

なお、特定調達契約については、公告期間及び内容が異なるので留意すること。

- ア 入札に付する事項
- イ 入札参加資格に関する事項
- ウ 契約条項を示す場所
- エ 入札を執行する場所及び日時
- オ 入札保証金に関する事項
- カ 無効入札に関する事項
- キ 落札者の決定方法
- ク 前各号に掲げるもののほか、契約当事者が必要と認める事項

② 公告の方法

特定調達契約以外の契約においては、県報掲載を行わず、庁舎掲示板等への掲示又は閲覧の方法によるものとする。

(4) 一般競争入札の手続

① 仕様の作成

業者が入札価格を算定することができる内容であること。

② 執行伺による決裁

業務委託の「執行伺」（様式１）には、仕様を添付すること。

ただし、伺の様式については、当該伺の様式の項目を満たしている場合は、任意のもので差し支えない。

③ 競争入札等審査会の開催

ア 契約の公正性の確保を図るための手段として、合議制の競争入札等審査会を設置し、契約方法、入札参加資格、最低制限価格・低入札価格調査制度適用の要否等契約執行上の重要な事項については、審査会において審査を行うこと。（審査会の設置要綱は、標準例として様式２-２参照。）

イ 審査結果については、「文書」（様式２）により保管しておくこと。

④ 入札執行伺による決裁

競争入札等審査会の決定事項に基づき、「入札執行伺」（様式３）により決裁を得ること。併せて１（３）の「入札公告」（様式３-２）及び「入札説明書」（様式３-３）についても決裁を得ること。

ただし、伺の様式については、当該伺の様式の項目を満

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則

（以下「特定調達規則」）４、５

（特定調達契約については財務会計事務マニュアル第７章参照）

山口県業務委託最低制限価格制度実施要領参照

山口県業務委託低入札価格調査制度実施要領参照

入札及び見積合わせに係る取扱いについて（H23.9.7付平23会計第154号）参照

たしている場合は、任意のもので差し支えない。

⑤ 入札保証金の納付

規則150

契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者をして、当該競争入札に係る見積金額（消費税及び地方消費税込み）の5/100以上の入札保証金を納付させるものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

規則151

ア 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5第1項に規定する資格を有する者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

⑥ 入札の執行

入札は、④の入札執行伺による決裁に基づき、執行すること。

ア 入札の日時及び場所

契約担当者又は契約担当者から入札の執行を命ぜられた職員（以下「契約担当者等」という。）は、当該伺により決裁を受けた日時及び場所で行入札を執行しなければならない。

イ 入札執行前の確認事項

契約担当者等は、当該一般競争入札の参加者を確認した上で、業務の名称、内容等を適宜読み上げて確認させるとともに、入札に関する条件を示して、質疑応答を行うこと。

この場合において、代理人により入札をしようとする者があるときは、当該代理人から入札前に委任状（様式3-11）を提出させ、おおむね次によりチェックし、正当な代理人であることを確認すること。

規則157

(ア) 委任事項（業務名及び入札に関する権限）が明記してあるか。

(イ) 委任者及び受任者の記名があるか。

(ウ) 作成年月日が3月以内であるか。

ウ 入札書を提出させる際の留意事項及び方法

契約担当者等は、「提出した入札書の手換え、引換え又は撤回はできない。」旨の注意を行い、「入札書」（様式3-4）に消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の100/110に相当する金額を記入させ、封書にして所定の場所に提出させること。

なお、原則として、当初入札においては、積算内訳書を同封し提出させること。

エ 開札

令167の8

- (ア) 契約担当者等は、入札に参加しようとする者全員の入札書の提出を確認したときは、開札する旨を告げた後、直ちに入札者全員の前で開札すること。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

なお、当該入札者が開札に立ち会わないときに当該開札に立ち会う職員は、入札事務について公正を確保することができる限り、当該入札者1人につき1人でなくても差し支えない。

- (イ) 契約担当者等は、開札したときは、次により入札書をチェックすること。

- ア 所定の様式を使用しているか。
- イ 価格を加除訂正していないか。
- ウ 業務名が明記されているか。
- エ 入札書に記名があるか。
- オ 入札年月日及びあて名が適正か。
- カ 代理人が入札した場合においては、委任状に記載された内容と合致しているか。
- キ 当初入札においては、積算内訳書の内容と合致しているか。
- ク 受付時に記入された入札者情報と入札書の内容が合致しているか。

- (ウ) 入札が次のいずれかに該当する場合は、無効とすること。

- ア 令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札
- イ 令第167条の5第1項又は令第167条の5の2により定めた資格を有しない者のした入札
- ウ 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- エ 郵便による入札又は電信による入札を認めない場合の郵便による入札又は電信による入札
- オ 記名のない入札
- カ 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
- キ 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- ク 入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をした入札
- ケ 同一人が2人以上の入札者の代理人として入札した入札
- コ 委任状を持参しない代理人がした入札
- サ 談合その他不正な行為があったと認められる入札

規則158

シ アからサまでに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

- (エ) 契約担当者等は、入札書を点検確認の後、直ちに有効な入札のうち最低の入札価格のみを読み上げることを。

⑦ 再度の入札

ア 開札した場合において、入札書比較価格の制限の範囲内で入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

イ 契約担当者等は、再度の入札をするときは、前回の入札者に限り、再度の入札に参加させることができる。

ウ 原則として再度の入札は、当初入札を含めて3回までとする。なお、回数は入札執行前に入札参加者に周知しておくこと。

エ 再度の入札に係る価格が前回の最低価格以上の入札は、当該価格より下げることができない旨の意思表示であり、落札しようとする意思のない入札であると解されるので、以後の入札にはその入札者を参加させないこと。なお、このことは、入札条件として示しておくこと。

オ 郵便により入札書を提出させる場合は、郵便による入札実施要領の方法によること。

⑧ 落札者の決定

ア 契約担当者等は、入札者のうち入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設定した場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者）を落札者と決定し、直ちに入札者全員の前で当該落札者の氏名及び入札書記載金額を読み上げ、この金額に10%を加算した金額で落札した旨を告げること。

低入札価格調査制度を適用した場合に、有効な入札をした者の入札金額が調査基準価格未満であった場合は、落札者の決定を保留して山口県業務委託低入札価格調査制度要領に基づき調査・審査をしたうえで落札者を決定すること。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定すること。

(ア) 同価の入札をした者は、すべてくじを引かなければならず、くじを引くことを辞退することはできないものであること。

(イ) 同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、その者に代えて当該入札事務に関係の

令167の8

山口県業務委託最低制限価格制度実施要領参照

山口県業務委託低入札価格調査制度実施要領参照

令167の9

ない職員にくじを引かせること。

- (ウ) くじを引く職員は、当該入札事務について公正を確保できる限り、当該入札者1人につき1人でなくとも差し支えない。
- (エ) くじにより落札者を決定したときは、その旨を落札者の入札書に記載しておくこと。
- (オ) くじは、白紙を用いて作成するものとし、くじであること及び作成年月日を記載し、必要数の棒線を引き、その末端に契約担当者等が決定と明記すること。

くじを引かせる場合は、その決定表示箇所を完全に覆い、同価の入札をした者（入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わってくじを引く入札事務に関係のない職員）の記名をもってくじを引かせ、落札者を決定すること。

- (カ) 郵便により入札書を提出させる場合は、郵便による入札実施要領の方法によること。

ウ 契約担当者は、競争入札に付した場合において入札者がいないとき、若しくは再度の入札に付しても落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、随意契約をすることができる。

エ 入札終了後速やかに「入札結果表」（様式3－5）を作成すること。

⑨ 入札結果の公表

ア 入札終了後速やかに「入札結果表（閲覧用）」（様式3－6）の「1 入札結果」について記載し、閲覧に供すること。ただし、予定価格、入札書比較価格等※については、契約締結後に記載するものとする。

イ 閲覧に供する期間は、公表を開始した日の翌日から起算して少なくとも1年間とする。

⑩ 契約の相手方の公表

ア 契約締結後速やかに「入札結果表（閲覧用）」（様式3－6）の「2 契約状況」及び予定価格、入札書比較価格等※について記載し、閲覧に供すること。

イ 閲覧に供する期間は、公表を開始した日の翌日から起算して少なくとも1年間とする。

ウ 1ヵ月ごとの契約締結状況について、県Webサイト上でも公表するため、翌月10日までに会計課に報告すること。

2 指名競争入札

指名競争入札を行う場合は、次により行うものとする。なお、当該入札において、郵便により入札書を提出させる場合は、別途「郵便による入札実施要領」に留意すること。

令167の2 I ⑧⑨

※最低制限価格算
定率、調査基準価格
算定率

「公共調達の適正
化及びふるさと産
業の振興について」
（H23.10.3付平23
会計第321号）参照
※最低制限価格算
定率、調査基準価格
算定率

(1) 指名競争入札の意義

「指名競争入札」とは、資力、信用、その他について適当であると認める特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、県に最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する方法をいう。

(2) 指名競争入札による場合の留意事項

契約の公正性を確保する上で、いかに県の恣意を排除するかが最も重要なポイントである。このため、競争参加者の選定に当たっては、対外的にも十分説明のできる理由付けを行っていることが要求される。

(3) 指名競争入札によることができる場合

ア その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

イ その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。

ウ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 指名競争入札の手続

① 仕様の作成

業者が入札価格を算定することができる内容であること。

② 執行伺による決裁

業務委託の「執行伺」（様式1）には、仕様を添付すること。

ただし、伺の様式については、当該伺の様式の項目を満たしている場合は、任意のもので差し支えない。

③ 指名業者の選定

ア 指名競争入札に参加させる者の指名を行うときは、「資格者名簿」に登録されている者の中から、「指名競争入札の指名基準」（別表2）及び「政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領」に基づき選定すること。

イ 指名業者数については、「指名業者数」（別表3）によるものとする。

④ 競争入札等審査会の開催

指名競争入札による場合は、前記1(4)③に基づき、業者選定等重要な事項について競争入札等審査会において審査を行い、その結果を「文書」（様式2）により保管しておくこと。

⑤ 入札執行伺による決裁

競争入札等審査会の決定事項に基づき、「入札執行伺」（様式3）により決裁を得ること。併せて⑥の入札通知及び入札に関する条件についても決裁を得ること。

法234Ⅱ

令167①

令167②

令167③

令167の12Ⅰ

規則163

ただし、伺の様式については、当該伺の様式の項目を満たしている場合は、任意のもので差し支えない。

⑥ 入札の通知

指名業者を決定したときは、次の各号に掲げる事項を示した「業務委託契約に係る指名について（通知）」（様式3-8）、以下「指名通知書」という。）に基づき、入札の期日の10日前までに入札参加者に通知すること。

ただし、急を要する場合においては、5日前までに通知することができる。

また、指名通知書には、「入札条件」（様式3-9）を添付すること。

なお、特定調達契約については、通知の時期が異なるので留意すること。

ア 入札に付する事項

イ 契約条項を示す場所

ウ 入札を執行する場所及び日時

エ 入札保証金に関する事項

オ 無効入札に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が必要と認める事項

⑦ 入札の辞退

指名競争入札の場合、入札の円滑な執行を確保するため、入札の指名を受けた者が辞退する場合の手続について、次の各号に掲げる事項を最も有効な手段（仕様説明等）により、周知すること。

ア 原則として入札辞退は「入札辞退届」（様式3-10）により、入札の前日までに届け出ること。

イ 入札辞退は、以後の指名等に不利益を与えるものではないこと。

ウ 入札執行当日、事故等により入札に参加できない事態が生じた場合は、入札の指名を受けた者は直ちに契約担当者等に連絡し、その指示に従うこと。

⑧ 特定調達契約に係る公示

特定調達契約については、一般競争入札の公告の例により県報で公示すること。

(5) 一般競争入札に関する定め の 準用

一般競争入札に関する1(4) ⑤から⑩の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

3 随意契約

(1) 随意契約の意義

「随意契約」とは、競争入札の方法によることなく、資力、信用、技術、経験等から任意に特定の者を選定して、その者と契約を締結する方法をいう。

規則164

特定調達規則6IV

特定調達規則6 I ・
II ・ III

規則165

なお、価格による競争が適当と言えないものについて、複数の業者から提出された「提案書」の比較検討により、契約の相手方を決定する方法も随意契約に該当する。

(2) 随意契約による場合の留意事項

ア 随意契約の場合であっても、競争を働かせることで有利な条件で契約をすることが要求されるため、2人以上の者から見積書を徴取の上、見積合わせにより契約の相手方を決定すること。

イ 業者の選定に当たっては、相手方が固定しやすく、不適当な者との契約締結や、更には情実や不正行為の入り込むおそれがあるので、公正に行うこと。

(3) 随意契約によることができる場合

次の各号に掲げる場合は、随意契約とすることができる。

ア 予定価格が200万円を超えないとき。

イ その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

例えば、委託可能な業者が1者しかいない場合、調査研究、広告等の独創性・創造性等が求められる場合等である。

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受け

規則167 I

令167の2 I ①

令167の2 I ②

「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について」

別表1参照

令167の2 I ③

たものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。))において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下「母子・父子福祉団体等」という。))が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。))が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

「普通地方公共団体の規則で定める手続」とは、会計規則第165条の3で定める手続をいう。

エ 新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

オ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

「緊急の必要」とは、天災地変その他非常緊急の場合をいう。この場合、競争入札により契約を締結したのでは時期を失い、全く契約の目的を達することができなくなり、社会経済上はなほだしく不利益を被ることが予測されるからである。

カ 競争入札に付することが不利と認められるとき。

令167の2 I ④

令167の2 I ⑤

「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について」
別表1参照

令167の2 I ⑥

例えば、急速にしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあると認められる場合である。	「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について」別表1参照
キ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき。	令167の2 I ⑦
例えば、従前委託した業務の関連発注の場合であって、明らかにその者と契約することが有利であると認められる場合である。	
ク 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	令167の2 I ⑧
ただし、災害により交通機関が途絶する等の不可抗力により入札者がいないときで、契約に時期を失すおそれがないときは、直ちに随意契約に移行せず、再度競争入札の方法を採ること。	
なお、本号を適用して随意契約するときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。	令167の2 II
ケ 落札者が契約を締結しないとき。	令167の2 I ⑨
この場合、改めて競争入札に付することもできるが、本号を適用して随意契約とするときは、まず、当該競争入札の入札者を、次に当該競争入札者以外でそれらと同等の能力を有している者を順次、契約交渉の相手方とすること。	
なお、この場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。	令167の2 III
(4) 随意契約の手続	
① 仕様の作成	
業者が見積価格を算定することができる内容であること。	
② 執行伺による決裁	
ア 競争入札等審査会を開催しない場合	
業務委託の「執行伺」（様式1）には、令第167条の2第1項の該当号数及び随意契約によることとした理由を明記し、仕様を添付すること。	
ただし、伺の様式については、当該伺の様式の項目を満たしている場合は、任意のもので差し支えない。	
なお、規則第167条第3項に該当し、見積書を徴取せず、かつ、契約書の作成及び請書の提出を省略する場合においては、当該伺及び6に規定する契約締結伺に代えて経費支出伺によることができる。	会計規則の運用について（以下「規則運用」）47関係
イ 競争入札等審査会を開催する場合	
業務委託の「執行伺」（様式1）には、仕様を添付す	

ること。

ただし、伺の様式については、当該伺の様式の項目を満たしている場合は、任意のもので差し支えない。

③ 見積業者の選定

ア 見積業者は、原則として「資格者名簿」に登録されている者の中から選定することとし、選定基準は別表2を準用すること。

ただし、業務内容により資格者名簿に登録されている者以外の者を契約の相手方とする必要がある場合については、この限りではない。

イ 予定価格が20万円を超えるものについては、政策入札制度の登録事業者を1人以上含めること。

ウ 選定理由は、執行伺等の中で明確にしておくこと。特に、単独随意契約については、当該理由及び業者選定理由を明確にしておくこと。

エ 再度の競争入札に付しても落札者がいない場合において、随意契約により契約を締結しようとするとき（令第167条の2第1項第8号）は、当初の入札者を含めて最も有利な価格を示した者から契約の相手方を順次選択すること。

また、落札者が契約を締結しない場合において、他の入札者のうちから随意契約の相手方を選択するとき（令第167条の2第1項第9号）も同様とする。

④ 競争入札等審査会の開催

ア 次に掲げる案件を随意契約により締結しようとするときは、前記1(4)③に基づき、業者選定等重要な事項について競争入札等審査会において審査を行うこと。

(ア) 高額な案件

(イ) 契約担当者が審査会において審査を行うことが適当と判断する案件

（「高額」とは、会計規則第165条の2に定める額（予定価格が200万円）を超える額とする。）

イ 審査結果については、「文書」（様式2）により保管しておくこと。

⑤ 業者選定伺による決裁

競争入札等審査会を開催した場合は、その決定事項に基づき、「業者選定伺」（様式4）により決裁を得ること。

ただし、伺の様式については、当該伺の様式の項目を満たしている場合は、任意のもので差し支えない。

⑥ 見積書の取扱い

ア 見積書の消費税及び地方消費税の額は内税表示、外税表示のどちらでもよいが、消費税及び地方消費税の額を明記させること。（「消費税」という表示があれば、「地方消費税」の表示を追記するよう要求する必要は

「政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領の一部改正及び見積合わせにおける取扱いについて」

（H23.9.28付平23会計第279号）参照

ない。)	
なお、免税業者の場合は、見積書に消費税及び地方消費税の額を明記させる必要はないが、免税業者であることを確認するため、「届出書」(様式4-3)を徴取すること。	
イ 見積書は、次のウ、エによる場合を除き、2人以上の者から提出させること。	規則167 I
ウ 次に掲げる場合においては、見積書の提出者を1人とすることができる。	
(ア) 5人以上の者(契約の履行可能な者が5人未満の場合は履行可能な者の全て)に対して見積書の提出を求めたが、1人の者からしか提出がなかった場合又はいずれの者からも提出がなかった場合	規則167 I
(イ) 令第167条の2第1項第3号、第4号の規定により随意契約をする場合において、1人の者からしか提出がなかった場合	
(ウ) 規則第167条第2項に該当する場合	規則167 II
エ 次に掲げる場合においては、見積書を提出させないことができる。	規則167 III
(ア) 予定価格が20万円を超えない随意契約をしようとするとき。	
(イ) 官公署と契約を締結しようとするとき。	
(ウ) 契約の性質又は目的により、見積書を提出させ難いとき。 例えば、条例により委託契約先が特定されているとき(法第244条の2第3項に基づき、公の施設の管理を委託するとき)	規則運用167関係
⑦ 見積書提出の依頼	
見積書提出の依頼は、原則として文書(標準例として様式4-2参照)により依頼するものとするが、電話又は口頭等により依頼することもできる。	
性質的には入札に適していたものでありながら、金額が少額であるため、コストのかかる入札ではなく、随意契約を選択することが許されたものであることから、複数の者に確実に競争させることが必要となる。従って、見積書の提出依頼に際しては、他の依頼先は秘すこと。	
⑧ 契約の相手方の決定	
原則として、見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。	
この場合において、最低価格の見積りをした者が2人以上あるときは、競争入札の場合に準じたくじ引きを行う等、公正な方法により、契約の相手方を決定するものとする。	

⑨ 契約の相手方の公表

ア 予定価格が会計規則第165条の2に定める額を超える契約については、1ヵ月ごとの契約締結状況を様式4-4により、翌月10日までに閲覧に供すること。

この場合において、令第167条の2第1項第3号、第4号の規定により契約締結した場合も含むものとする。

イ 閲覧に供する期間は、公表を開始してから少なくとも1年間とする。

ウ 1ヵ月ごとの契約締結状況について、県Webサイト上でも公表するため、翌月10日までに会計課に報告すること。

エ (3)ク又はケに該当し随意契約を行った場合は、1(4)⑩「契約の相手方の公表」に準じて契約状況等を公表すること。

⑩ 一定の政策目的に基づく随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号、第4号の規定を適用するときは、会計規則第165条の3に基づき公表を行わなければならないことに留意すること。

4 予定価格の決定

(1) 算定の方法

委託業務の内容及び仕様に基づいて、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短を考慮の上、消費税及び地方消費税分を含む総額について、予算の範囲内で算定すること。

なお、原価（予算単価等）による積算が困難なものについて、参考見積書（積算の内訳がわかるものであること。）を徴取する場合は、原則として複数の業者から徴取すること。

(2) 決定手続

① 競争入札の場合

(1)により算出根基等を示した「予定価格調書」（様式5-2）を添付した「予定価格決定伺」（様式5）により決裁を得るものとする。

また、契約担当者が作成した「予定価格決定調書」（様式5-3）を封書にし、開札の際、これを開札場所に置くこと。

なお、予定価格決定調書の金額欄には、予定価格を記載した行の下に入札書比較価格等※を併記すること。

② 随意契約の場合

(1)により算定し、執行伺等に記載（積算根基を含む。）して決裁を得るものとする。

「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について」参照

規則153、165
規則運用153関係
※最低制限価格、調査基準価格

規則166
規則運用166関係

(3) 予定価格等の取扱い

(2) ①、②の予定価格及び入札書比較価格等※は、契約の締結前においては、いかなる場合もこれを公表してはならない。

※最低制限価格、調査基準価格

5 単価契約

(1) 単価契約の意義

単価契約とは、役務の提供について、単位当たりの価格だけを決定し、金額はその給付の実績によって算定する契約をいう。

契約金額は、総額をもって契約を締結することが原則であるが、一定期間継続して役務の提供を受けるもので、契約期間内の数量が確定できないものについては、単価契約をすることができる。

(2) 契約の方法

契約の方法は、前記1、2及び3の方法による。

ただし、令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の可否等の判断は、予定価格（単価）に予定数量を乗じた額（予定総額）を基準とする。

(3) 契約の手続

契約の手続は、前記1、2及び3の取扱いによる。

なお、期間、予定数量及び予定総額は、重要事項となるので、執行伺等の中で必ず明記すること。

6 契約書の作成等

契約担当者は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し、当該契約の相手方とともに当該契約書に記名押印するものとする。

また、契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該契約書の作成に代えることができ、この場合の当該電磁的記録は当該契約書とみなすものとする。

契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。

なお、契約の締結に当たっては、「契約締結伺」（様式6）により決裁を得ておくこと。

ただし、伺の様式については、当該伺の様式の項目を満たしている場合は、任意のもので差し支えない。

(1) 契約書の記載事項

契約書には、次に掲げる事項を記載すること。（参考例として様式6-2参照）

ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項に

法234V
規則129

規則129Ⅲ

規則129Ⅱ

「業務委託契約における約定解除権等の明確化について」（H15.2.4付会計

ついては、記載を省略できる。 ① 契約の目的 ② 契約金額 ③ 履行期限 ④ 契約保証金 ⑤ 契約履行の場所 ⑥ 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 ⑦ 監督及び検査 ⑧ 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 ⑨ 危険負担 ⑩ 契約不適合 ⑪ 契約に関する紛争の解決方法 ⑫ その他契約担当者が必要と認める事項 - ア 談合その他の不正行為による契約解除 - イ 不正行為に伴う損害賠償の予約 - ウ 暴力団排除条項	第400号) 参照 「業務委託における委託者の契約解除権について」 (H23. 3. 25 付平22 会計第617号) 参照
(2) 契約書作成の省略 業務委託契約においては、通常、約定すべき事項が多くなることから、原則として、契約金額にかかわらず、契約書を作成するものとする。 契約金額が150万円を超えない業務委託契約を締結する場合においては、契約書の作成を省略することができるが、委託期間、業務内容等により慎重に判断すること。	規則130 規則131
(3) 請書の提出 契約書の作成を省略する場合は、当該契約の相手方から請書を提出させるものとする。 ただし、契約金額が20万円を超えないものについては、請書を提出させないことができる。 (4) 工程表の提出 製作を委託した場合で、製作過程の管理、監督が必要と認められるときは、契約締結後、速やかに契約の相手方から工程表を提出させるものとする。	規則132
7 契約保証金の納付 契約担当者は、契約の相手方をして、契約金額（消費税及び地方消費税込み）の10/100以上の契約保証金を納付させるものとする。 ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。 (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 法令に基づき延納が認められる場合において、延納につ	規則133 規則運用133関係

いての確実な担保が提供されたとき。

- (3) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額（現行の取扱いでは、150万円を限度。）であり、かつ、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、契約が履行されないこととなるおそれがないと認められるとき。

例えば、「資格者名簿」に登録されている者で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合である。

規則137

8 契約の変更又は解除

(1) 契約の変更

契約の変更は、契約の目的（給付）、契約金額、契約期間等の変更が考えられるが、基本的には契約内容が軽微なもの又は県に有利なものに限定される。

① 給付内容の変更

例えば、給付内容が追加される場合で、追加部分が当初契約とは独立して扱うことができない性質のものであれば、変更契約によることができる。この場合、当初の仕様を変更し、新たに予定価格を設定する必要があるため、前記3の取扱いに準じ、変更契約の手続きを行うこと。

独立して扱うことができるものは、新たな契約として入札又は見積合わせを実施すること。

規則136

② 履行期限の延長

契約の相手方がその責めに帰すことのできない天災その他のやむを得ない理由により、履行期限までに業務を完了することができないときは、当該契約の相手方から履行期限延長願を提出させ、実情やむを得ないと認められる場合に限り当該履行期限を延長することができる。

(2) 契約の解除

① 解除の条件

契約の相手方が次の各号の1に該当する場合には、当該契約を解除することができる。

ア 契約の相手方の責めに帰すべき理由により契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

イ 正当な理由がないのに契約の履行の着手期日を過ぎても、当該契約の履行に着手しないとき。

ウ 契約の履行につき不正の行為があったとき。

エ 契約解除の申出があったとき。

オ 令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。

カ 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方又はその

規則138

代理人が法令又は契約に違反し、その違反によって当該契約の目的を達することができなくなったと認められるとき。

② 解除の手続

解除する旨を相手方に文書により通知する。

規則141

第3 業務内容の検査

委託業務の検査は、契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）が、次により行うものとする。

検査職員は、委託業務の契約ごとに、「検査職員任命伺」（様式7）により命ずるものとする。また、任命された検査職員が、人事異動や病気等により、検査当日に不在となることが見込まれる場合は、新たに検査職員を任命するものとする。

なお、当該業務の検査が完了した場合や新たに検査職員が任命された場合は、特別の手続を要することなく、その日をもって検査職員を免ずるものとする。

令167の15Ⅱ

1 検査の方法

契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づき、成果品、業務日誌及び実績報告書等を確認し、委託した業務が適正に履行されているかを検査すること。

また、必要に応じて実地調査を行う等、厳正な検査の実施に努めること。

なお、特に専門的な知識又は技能を要することその他の理由により県の職員によっては検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、県の職員以外の者に委託して行わせることができるものであること。

令167の15Ⅳ
規則144

2 検査後の処理

規則143

- (1) 検査職員は、委託した業務の完了を確認したときは、直ちに「検査調書」（様式7－2）を作成し、契約担当者に文書（様式7－3）で報告すること。

なお、契約金額が150万円を超えない契約については、検査職員が当該契約に係る請求書、支出調書又は支出票に履行確認日を記載し、かつ、記名することにより、検査調書の作成及び報告に代えることができる。

- (2) 検査の結果、履行内容が適正でないと判断されたときは、契約の相手方に補正等の指示をすること。
- (3) 指示事項についての補正等が完了したときは、再検査を行い、適正と認められるときは、検査調書の作成等の必要な事務手続をすること。

第4 契約事務の管理監督

契約事務の管理監督は、契約管理者（本庁にあっては副課長、庁にあっては次長等で契約事務の決裁に携わる者）が、次により行うものとする。

1 管理監督の方法

(1) 進行管理表の作成

契約の事務担当者（以下「事務担当者」という。）は、執行伺の作成とともに、契約ごとに「進行管理表」（様式8）を作成するものとする。

(2) 進行管理表の活用

事務担当者は、(1)で作成した進行管理表について、契約事務に係る各種伺いの都度、必要事項を記入の上、当該伺いに添付するものとする。

(3) 決裁者の確認・決裁

決裁者は、当該契約事務に係る各種伺いに添付された進行管理表で、契約に係る事務手続を確認し、決裁するものとする。

2 業務完了後の処理

事務担当者は、当該契約の支払手続を完了したときは、進行管理表を整理し、当該契約の一件書類とともに保管するものとする。

附 則

1 この要領は、平成11年11月10日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成15年2月4日から実施する。

2 平成15年3月31日までに契約を締結するものについては、平成15年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成20年3月7日から実施する。

2 経過措置

実施日から平成24年3月31日までの間は、3 随意契約 (3) 随意契約によることができる場合 ウの中「行う施設」とあるのは、「行う施設、障害者自立支援法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に

規定する身体障害者更正施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設」とする。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成21年10月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成23年10月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成27年1月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成27年10月8日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和2年11月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和3年1月26日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和4年12月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。

別表 1

一般競争入札の参加要件基準

特定調達契約にあつては、競争入札参加者の資格審査において特 A に等級格付された者とし、その他の契約にあつては、「予定価格」の額に応じて、「等級」欄に示す等級に格付された者とする。ただし、特定調達契約以外の契約において、この参加要件基準によりがたい場合は、この限りでない。

契 約 区 分	予 定 価 格	等 級
特定調達契約	総務大臣が告示する額以上の調達	特 A
その他	1 0 0 万円超	特 A ・ A
	1 0 0 万円以下	B

※競争入札参加資格者の等級を確認する際は、契約区分に応じた等級区分であることに留意すること。（別表 2 も同様。）

別表 2

指名競争入札の指名基準

- 1 特定調達契約にあつては、競争入札参加者の資格審査において特 A に等級格付された者とし、その他の契約にあつては、「予定価格」の額に応じて、「等級」欄に示す等級に格付された者とする。

契 約 区 分	予 定 価 格	等 級
特定調達契約	総務大臣が告示する額以上の調達	特 A
その他	1 0 0 万円超	特 A ・ A
	1 0 0 万円以下	B

- 2 特定調達契約以外の契約において、前記の指名基準によりがたい場合は、次に定めるところにより選考することができる。

運 用 方 法	予 定 価 格	運 用 範 囲
上位等級者からの選考	B 等級予定価格	特 A ・ A
下位等級者からの選考	A 等級予定価格	B（指名総数の概ね 1 / 2 未満）

別表 3

指 名 業 者 数

予 定 価 格	指 名 業 者 数
1 0 0 0 万円を超えるもの	なるべく 1 0 者以上
1 0 0 万円を超え 1 0 0 0 万円以下のもの	なるべく 7 者以上
1 0 0 万円以下のもの	なるべく 5 者以上

様式1

執 行 伺

起 案 年月日	・ ・	決 裁 年月日	・ ・	起案者 職氏名	印				
決 裁									
契約の名称									
※内容は仕様書参照		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例への該当					有（ 号 ） ・ 無		
契約理由									
委託期間 (履行期間)		年 月 日 から 年 月 日 まで							
支出科目	款)					予 算 額			
	項)					円			
	目)								
	節)								
支払方法 及び根拠	 1 精算払  2 概算払 （会計規則第66条第 号）  3 前金払 （会計規則第68条第 号）  4 その他								
予定価格									
契約の方法等									
最低制限価格・ 低入札価格調査 制度の適用									
政策入札制度 の適用									
選定業者 及び理由									

様式 1 - 2

執 行 伺 (変 更)

起 案 年月日	・ ・	決 裁 年月日	・ ・	起案者 職氏名	印				
決 裁									
次の契約について、以下の理由により仕様を変更する必要が生じたため、会計規則第 1 3 7 条に基づき、契約の相手方と協議してよろしいか。									
契約の名称									
当初契約の 相手方	所在地 名 称								
変更の理由 及び内容 ※内容は仕様書参照									
委託期間 (履行期間)	当 初	年 月 日 から 年 月 日 まで							
	変更後	年 月 日 から 年 月 日 まで							
支出科目	款)					予 算 額			
	項)					円			
	目)								
	節)								
予定価格	円			(左記算定根拠)					
	(当初契約額 円)								
契約の方法等	当初契約の方法								
	変更契約に係る見積書徴取の要否								
	要 提出期限 年 月 日 否 (山口県会計規則第167条第3項第 号に該当のため徴取しない)								
備 考									

様式2

確 認									

競争入札等審査会（業務委託契約）

審査日 年 月 日

I 契約の名称及び内容

II 審査項目

※一般競争入札の例

- 1 契約方法 一般競争入札
- 2 参加資格要件
- 3 最低制限価格・低入札価格調査制度適用の有無（適用しない理由、算定率等）
- 4 政策入札制度適用の有無（例：一般競争入札のため適用なし）
- 5 その他

※指名競争入札の例

- 1 契約方法及び理由 指名競争入札 地方自治法施行令第167条第 号
(理由)
- 2 指名業者及び理由
- 3 最低制限価格・低入札価格調査制度適用の有無（適用しない理由、算定率等）
- 4 政策入札制度適用の有無
- 5 その他

※随意契約の例

- 1 契約方法及び理由 随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
(理由)
- 2 選定業者及び理由
- 3 最低制限価格・低入札価格調査制度適用の有無（例：随意契約のため適用なし）
- 4 政策入札制度適用の有無
- 5 その他

III 審査経過及び結論

競争入札等審査会設置要綱（麻の例）

（目的及び設置）

第1条 ○○○事務所が行う業務委託等の契約において、競争入札等に参加させる者を厳正かつ公平に選考する等、契約事務の適正化を図ることを目的として、○○○事務所内に競争入札等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- （1） 一般競争入札に係る入札参加資格に関すること。
- （2） 指名競争入札に係る入札参加者の選考に関すること。
- （3） 随意契約に係る業者の選定に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、契約事務を適正に行うため特に必要と認められること。

（組織）

第3条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、所長をもって充てる。

3 委員は、次長、総務課長、担当課長、○○班長、担当班長及び当該契約に係る担当者をもって充てる。

（会議）

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

5 会長は、会議に関する権限を次長に委任することができる。

（関係職員の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、必要な説明を求めることができる。

（守秘義務）

第6条 会長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、○○班で処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、 年 月 日から施行する。

様式3

入 札 執 行 伺

起 案 年月日	・ ・	決 裁 年月日	・ ・	起案者 職氏名	印				
決 裁									
契約の名称 ※内容は仕様書参照									
委託期間 (履行期間)	年 月 日 から 年 月 日 まで								
契約の方法									
入札執行日	年 月 日 時から								
入札場所									
入札執行者	職氏名								
最低制限価格・ 低入札価格調査 制度の適用	有 (制度：算定率 %) ・ 無								
政策入札制度 の適用	有 ・ 無								
入札保証金	納付 ・ 免除 (会計規則第151条第 号該当)								
参加資格要件 又は 指名業者	【参加資格要件】 営業種目・等級格付・事業所等の所在地 【指名業者】 商号又は名称・所在地又は住所・等級格付・登録番号								
備 考									

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施します。

年 月 日

山口県知事 ○ ○ ○ ○
(廨 長)

1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(1) 業務の名称及び数量

<例：〇〇システムの保守業務 一式>

(2) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から 年 月 日まで

(4) 履行場所

〇〇市〇〇町〇〇

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（ 年山口県告示第 号）に基づく資格審査において、〇〇〇（例：システムの保守、維持及び運用管理）について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。

(4) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

※上記以外の参加資格要件（例：地域要件等）が必要な場合は、適宜追加すること。

3 契約条項を示す場所

<例：山口市滝町1番1号 山口県〇〇部〇〇課>

4 入札説明書及び仕様書の交付

<例：この公告の日から入札の日の前日までの午前9時から午後5時までの間、山口県〇〇部〇〇課において、随時交付する。>

5 入札を執行する日時及び場所等

(1) 日 時 〇年〇月〇日（ ）〇時から

(2) 場 所

※ 郵便による入札の対象とする場合は、(3)を記入すること。

＜例1：入札において郵便による入札書提出を認める場合＞

(3) 特記事項 郵便による入札書提出を認めます（郵便による入札の対象）。

＜例2：入札参加者に郵便で入札書を提出させる場合＞

(3) 特記事項 郵便による入札とします。

6 入札保証金

＜例：免除する。＞

7 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 郵便による入札又は電信による入札を認めない場合の郵便による入札又は電信による入札

(3) 記名のない入札

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

＜※最低制限価格制度を適用する場合（予定価格300万円未満）下記を記載＞

ただし、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

＜※低入札価格調査制度を適用する場合（予定価格300万円以上）下記を記載＞

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 積算内訳書の提出

入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した内訳書を提出すること。

(3) 契約保証金

＜例：免除する。＞

(4) この公告後に、2(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、 年 月 日午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(5) 詳細については、入札執行者＜山口県〇〇部〇〇課＞（電話 — — ）に問い合わせること。

入 札 説 明 書

〇〇〇業務委託に係る入札公告（ 年 月 日付け）に基づく入札等については、関係法令及び規則に定めのあるもののほか、この入札説明書の定めるところにより実施するので、入札に参加する者は内容を熟知の上、入札してください。

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量： *<例：〇〇システムの保守業務 一式>*
- (2) 業務の内容：別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結の日の翌日から 年 月 日まで
- (4) 履行場所：〇〇市〇〇町〇〇

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（ 年山口県告示第 号）に基づく資格審査において、〇〇〇 *（例：システムの保守、維持及び運用管理）* について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (4) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

※上記以外の参加資格要件（例：地域要件等）が必要な場合は、適宜追加すること。

3 契約条項を示す場所

<例：山口市滝町1番1号 山口県〇〇部〇〇課>

4 入札を執行する日時及び場所等

(1) 場所

<例：山口市滝町1番1号 山口県〇〇部〇〇課入札室>

(2) 日時 年 月 日 時 分

※ 郵便による入札の対象とする場合は、(3)を記入すること。

<例1：入札において郵便による入札書提出を認める場合>

- (3) 特記事項 郵便による入札書提出を認めます（郵便による入札の対象）。

※ 郵便による入札書の提出は、×年×月×日（ ）×時必着とします。

詳細は、別途配布する「郵便による入札に関する留意事項」をご確認ください。

＜例2：入札参加者に郵便で入札書を提出させる場合＞

(3) 特記事項 郵便による入札とします。

※ 郵便による入札書の提出は、×年×月×日（ ）×時必着とします。

詳細は、別途配布する「郵便による入札に関する留意事項」をご確認ください。

5 入札保証金

＜例：免除する。＞

6 入札条件

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等相当額を差し引いた金額）を入札書に記載すること。

(2) 入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した積算内訳書を提出すること。

(3) 入札書への法人又は個人の押印は不要とする。

(4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、次のとおりとする。

① 委任状を提出すること。なお、委任状について、押印は不要とするが、委任に係る必要事項を記入したうえで、委任状作成者の氏名を明記するものとする。

② 入札書について、入札に関する行為の委任を受けた代理人の押印は不要とするが、その場合、代表者氏名欄に代理人の氏名を明記するものとする。

※ 委任状の提出について

1 入札者が入札する場合

法人等の代表者に代わり、受任者（競争入札等参加資格において、県との取引上の権限を委任するとして登録している者）が作成した入札書で入札に参加する場合は、委任状の提出は必要ありません。

また、法人等の雇用人が、権限を持った者の作成した入札書で入札に参加する場合も、委任状の提出は必要ありません。

2 代理人が入札する場合

代理人とは、この度の入札に限り、入札者（委任者）から入札に関する権限を委任された者（入札者の雇用人で上記受任者以外の者を含む）のことです。

この場合は、必ず委任状を提出してください。

(5) 入札書の記載事項については、これを訂正することができない。

(6) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 電信による入札は認めない。

(8) 入札開始時間までに入札場所に参集しなかったときは、入札に参加できない。

また、受付において身分確認を行うので、次の証明書類を持参すること。

なお、入札者の代表者が入札に参加する場合は、当該確認は省略するので、受付時に申し出ること。

入札者の社員等	代理人
・社員証（顔写真有） ※上記がない場合、次の書類 ・公的機関発行の身分証明書（顔写真有） 例：運転免許証、マイナンバーカード等	・委任状 ・公的機関発行の身分証明書（顔写真有） ※例は左記のとおり

(9) 入札に参加を希望しない場合には、入札書を提出するまでは、いかなる場合でも辞退することができ、以後の取扱いにおいて不利益を与えるものではない。

(10) 再度の入札において初度入札の最低価格以上の価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加させない。

(11) 次の入札は無効とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札
- ② 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- ③ 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く。）
- ④ 記名のない入札
- ⑤ 当初の入札に参加しなかった者が行った再度入札
- ⑥ 入札書記載の価格、氏名、その他の事項を確認できないもの
- ⑦ 入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をした入札
- ⑧ 同一人が2人以上の入札の代理人としてした入札
- ⑨ 談合、その他不正な行為があったと認められる入札
- ⑩ 入札条件のうち（4）～（7）に違反した入札

(12) 入札参加者が1者の場合でも入札を執行する。

※他に対応できる業者がいる場合や、1者になったときは仕様を変更し新たに
入札を執行する場合は「入札参加者が1者のみの場合は、入札を中止する」旨の記載を
すること。

(13) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行う全ての者をいう。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）の排除について

- ① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」別表の参加停止措置基準「23 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9か月の参加停止措置を検討する。

- ② 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- ③ 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- ④ 不当介入により履行期限までに業務を完了することができない場合は、その理由を記載した書面を添えて発注者に履行期限の延長の申出を行うこと。

※ 個人情報取扱い業務の委託基準に該当する場合は、(14)を記載すること。

＜例1：個人情報を取り扱う業務委託の場合＞「個人情報取扱特記事項」を添付

(14) この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守することとなるため、当該

特記事項の内容を確認の上、入札に参加すること。

個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合があるので留意すること。

<例 2：特定個人情報を取り扱う業務委託の場合> 「特定個人情報等取扱特記事項」を添付

- (14) この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という）及び別記「特定個人情報等取扱特記事項」を遵守することとなるため、当該特記事項の内容を確認の上、入札に参加すること。

個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき処罰される場合があり、また、番号利用法第 48 条又は第 49 条の規定に基づき、処罰される場合もあるので留意すること。

7 落札者の決定方法

- (1) 山口県会計規則（昭和 39 年山口県規則第 54 号）第 154 条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

<※最低制限価格制度を適用する場合（予定価格 300 万円未満）下記を記載>

ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

<※低入札価格調査制度を適用する場合（予定価格 300 万円以上）下記を記載>

ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (2) 同一事項の入札は初回を含めて 3 回まで行う。
(3) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者を対象としてくじにより落札者を決定する。
(4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限、又は参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

8 契約書作成の要否

要する。

9 契約保証金

<例：免除する。>

10 入札参加心得

- (1) 上記「6 入札条件」を熟読すること。
(2) 入札開始 5 分前には、会場に到着するよう心掛けること。
(3) 入札執行当日、事故等のため時間内に到着できないおそれが生じたときは、直ちに連絡し、指示に従うこと。
(4) 郵便による入札を適用する案件は、別途配布する「郵便による入札に関する留意事項」を

熟読すること。

＜※最低制限価格制度を適用する場合（予定価格300万円未満）下記を記載＞

11 最低制限価格

- (1) この入札は最低制限価格制度を適用した入札である。
- (2) 当該最低制限価格を下回る入札については、落札者とならない。

＜※低入札価格調査制度を適用する場合（予定価格300万円以上）下記を記載＞

11 低入札価格調査

- (1) この入札は低入札価格調査制度を適用した入札である。
- (2) 当該調査基準価格を下回る入札については、低入札価格調査を実施することとしており、調査の結果によっては最低の価格で入札されても落札者とならない場合がある。

12 その他

- (1) この入札に関する公告後に、前記 2 (3) に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、
年 月 日午後 5 時までに山口県会計管理局会計課（審査指導班）に申請書を提出すること。

- (2) この入札に関する問い合わせ先

・入札執行者 <例：山口市滝町1番1号 山口県〇〇部〇〇課 (〇〇班：担当〇〇、〇〇)>

・連絡先 TEL : FAX :

入 札 書

年 月 日

山口県知事（廨長） 様

入札者
所在地又は住所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

契約条項、入札条件及び仕様書等を熟知の上、山口県会計規則に基づき次のとおり入札します。

業務の名称（件名） _____

	億	千	百	十	万	千	百	十	円

入 札 結 果 表

実 施 年 度	年度	担当所属名	
業 務 の 名 称			
業 務 の 実 施 場 所			

予定価格 円
 (入札書比較価格 円)
 <※最低制限価格制度を適用した場合>
 (最低制限価格を算定する率 %)
 <※低入札価格調査制度を適用した場合>
 (調査基準価格を算定する率 %)

(入札執行日)					
結果	入札業者名	入札金額 (円)			備 考
		1 回目	2 回目	3 回目	

入札執行者職氏名

立会者職氏名

入 札 結 果 表 (閱 覧 用)

実 施 年 度	年度	担当所属名	
業 務 の 名 称			
業 務 の 実 施 場 所			

予定価格 円
 (入札書比較価格 円)
 <※最低制限価格制度を適用した場合>
 (最低制限価格を算定する率 %)
 <※低入札価格調査制度を適用した場合>
 (調査基準価格を算定する率 %)

1 入札結果

(入札執行日)

結果	入札業者名	入札金額 (円)			備 考
		1 回目	2 回目	3 回目	

2 契約状況

契約の相手方の 名称及び住所	
契約締結日	
契約金額(税込)	

【問い合わせ先】

(担当所属名)

TEL :

(所 在 地)

FAX :

年度 月分契約締結状況(競争入札)

部局名	
-----	--

所属名	公表 番号	契約の名称	契約 締結日	契約の相手方の 名称、住所及び法人番号	予定価格	契約金額	契約の相手方の 決定方法 (一般・指名)	備考

(注1) 単価契約にあつては契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び予定調達総価額を記載する。

(注2) 必要に応じ、各欄の配置順を変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3) 公表番号は、年度を通して所属ごとに契約締結順に付すること。

(業 者 名) 様

契約担当者(知事又は麻長)

業務委託契約に係る指名について(通知)

このたび、貴社を下記業務委託契約の入札参加者に指名しましたのでお知らせします。つきましては、下記事項に留意の上、入札に参加されるようお願いいたします。

なお、入札を辞退される場合には、入札辞退届を入札執行日の前日までに提出してください。

記

1 業務委託契約件名

<記載例: ○○○○業務委託(入札執行者名)>

2 入札に関する事項

3 業務委託期間及び履行場所

(1) 業務委託期間 年 月 日() から 年 月 日() までの間

(2) 履行場所

4 契約条項を示す場所

5 入札を執行する日時及び場所等

(1) 日 時 ○年○月○日() ○時から

(2) 場 所

※ 郵便による入札の対象とする場合は、(3)を記入すること。

<例1: 入札において郵便による入札書提出を認める場合>

(3) 特記事項 郵便による入札書の提出を認めます(郵便による入札の対象)。

※ 郵便による入札書の提出は、×年×月×日() ×時必着とします。

詳細は、別途配布する「郵便による入札に関する留意事項」をご確認ください。

<例2: 入札参加者に郵便で入札書を提出させる場合>

(3) 特記事項 郵便による入札とします。

※ 入札書の提出は、×年×月×日() ×時必着とします。

詳細は、別途配布する「郵便による入札に関する留意事項」をご確認ください。

6 入札保証金

7 入札条件 別添のとおり

8 入札の中止 入札参加者が1者のみの場合は、入札を中止します。

※ 対応できる業者を全て指名している場合は「入札参加者が1者の場合でも、入札を執行します。」と記載すること。

9 積算内訳書の提出

当初の入札においては、入札書記載金額の算定根拠がわかる書類を入札書に添付して提出してください。

10 その他

受付時に身分確認を行いますので、入札条件に示す証明書類を持参ください。

なお、指名を受けた者が当該入札に参加する場合、本通知文書を受付で提示することで、証明書類に代えることができます。

入 札 条 件

- 1 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等相当額を差し引いた金額）を入札書に記載すること。
- 2 入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した積算内訳書を提出すること。
- 3 入札書への法人又は個人の押印は不要とする。
- 4 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、次のとおりとする。
 - (1) 委任状を提出すること。なお、委任状について、押印は不要とするが、委任に係る必要事項を記入したうえで、委任状作成者の氏名を明記するものとする。
 - (2) 入札書について、入札に関する行為の委任を受けた代理人の押印は不要とするが、その場合、代表者氏名欄に代理人の氏名を明記するものとする。

※ 委任状の提出について

1 入札者が入札する場合

法人等の代表者に代わり、受任者（競争入札等参加資格において、県との取引上の権限を委任するとして登録している者）が作成した入札書で入札に参加する場合は、委任状の提出は必要ありません。

また、法人等の雇用人が、権限を持った者の作成した入札書で入札に参加する場合も、委任状の提出は必要ありません。

2 代理人が入札する場合

代理人とは、この度の入札に限り、入札者（委任者）から入札に関する権限を委任された者（入札者の雇用人で上記受任者以外の者を含む）のことです。

この場合は、必ず委任状を提出してください。

- 5 入札書の記載事項については、これを訂正することができない。
- 6 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 7 電信による入札は認めない。
- 8 入札開始時間までに入札場所に参集しなかったときは、入札に参加できない。
また、受付において身分確認を行うので、次の証明書類を持参すること。
なお、入札者の代表者が入札に参加する場合は、当該確認は省略するので、受付時に申し出る。

入札者の社員等	代理人
・社員証（顔写真有） ※上記がない場合、次の書類 ・公的機関発行の身分証明書（顔写真有） 例：運転免許証、マイナンバーカード等	・委任状 ・公的機関発行の身分証明書（顔写真有） ※例は左記のとおり

- 9 入札に参加を希望しない場合には、入札書を提出するまでは、いかなる場合でも辞退するこ

とができ、以後の取扱いにおいて不利益を与えるものではない。

10 再度の入札において初度入札の最低価格以上の価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加させない。

11 次の入札は無効とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く。）
- (4) 記名のない入札
- (5) 当初の入札に参加しなかった者が行った再度入札
- (6) 入札書記載の価格、氏名、その他の事項を確認できないもの
- (7) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をした入札
- (8) 同一人が2人以上の入札の代理人としてした入札
- (9) 談合、その他不正な行為があったと認められる入札
- (10) 入札条件のうち4～7に違反した入札

12 山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

＜※最低制限価格制度を適用する場合（予定価格300万円未満）下記を記載＞

ただし、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

＜※低入札価格調査制度を適用する場合（予定価格300万円以上）下記を記載＞

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

13 同一事項の入札は初回を含めて3回まで行う。

14 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

15 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限、又は参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

16 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行う全ての者をいう。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）の排除について

- (1) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」別表の参加停止措置基準「23 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9か月の参加停止措置を検討する。

- (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 不当介入により履行期限までに業務を完了することができない場合は、その理由を記載した書面を添えて発注者に履行期限の延長の申出を行うこと。

※ 個人情報取扱い業務の委託基準に該当する場合は、17 を記載すること。

<例1：個人情報を取り扱う業務委託の場合> 「個人情報取扱特記事項」を添付

17 この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守することとなるため、当該特記事項の内容を確認の上、入札に参加すること。

個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合があるので留意すること。

<例2：特定個人情報を取り扱う業務委託の場合> 「特定個人情報等取扱特記事項」を添付

17 この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という）及び別記「特定個人情報等取扱特記事項」を遵守することとなるため、当該特記事項の内容を確認の上、入札に参加すること。

個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき処罰される場合があり、また、番号利用法第 48 条又は第 49 条の規定に基づき、処罰される場合もあるので留意すること。

入札参加心得

- 1 入札条件を熟読すること。
- 2 入札開始5分前には、会場に到着するよう心掛けること。
- 3 入札執行当日、事故等のため時間内に到着できないおそれが生じたときは、直ちに連絡し、指示に従うこと。
- 4 郵便による入札を適用する案件は、別途配布する「郵便による入札に関する留意事項」を熟読すること。

入 札 辞 退 届

業務の名称 _____

このたび、上記業務委託の指名を受けましたが、下記の理由により入札を辞退します。

記

入札辞退理由

年 月 日

山口県知事（庁長） 様

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

委 任 状

年 月 日

山口県知事（解長） 様

委任者（入札者）

所在地又は住所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

委任状作成者

私は、下記の者を代理人として定め、山口県との間において行われる次の業務の入札に関する権限を委任いたします。

業務の名称 _____

記

1 代理人

所在地又は住所 _____

氏 名 _____

2 委任事項

入札に関する一切の権限

様式4

業 者 選 定 伺

起 案 年月日	・ ・	決 裁 年月日	・ ・	起案者 職氏名	印				
決 裁									
次の業務の委託について、以下のとおり随意契約を締結することとしてよろしいか。 ついては、次の業者を選定し、見積書の提出を依頼してよろしいか。									
契約の名称 ※内容は仕様書参照									
委託期間 (履行期間)	年 月 日 から 年 月 日 まで								
予定価格	円			(左記算定根拠)					
契約の方法等	契約の方法 随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)					(理由) 			
	見積書徴取の要否 要 提出期限 年 月 日 否 (山口県会計規則第167条第3項第 号に該当のため徴取しない)								
最低制限価格・ 低入札価格調査 制度の適用	随意契約につき適用しない								
政策入札制度 の適用	有 ・ 無								
選定業者 及び理由	業者名			格付	(理由)				

（業 者 名）様

契約担当者（知事又は庁長）

業務委託契約に係る見積書の提出について（依頼）

このことについて、下記事項に留意の上、見積書を提出されるようお願いいたします。

記

1 業務委託契約件名

2 業務の内容 別添仕様書のとおり

3 履行期間及び履行場所

（１）履行期間 年 月 日（ ）から
年 月 日（ ）まで

（２）履行場所

4 見積書提出期限及び提出先

（１）提出期限 年 月 日（ ） 時まで
（２）提出先

5 その他

- （１）見積書について、貴社代表者印等の押印は不要とします（押印された見積書の提出可）。
- （２）見積書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む総額に加え、別途消費税等の額を記載してください。
なお、単価による見積の場合は、「消費税等を含む」又は「消費税等を含まない」の表記でも支障ありません。
- （３）見積金額は、見積者が消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等又は消費税等相当額を含めた合計金額を記載してください。
なお、免税事業者は、免税事業者である旨の文書を見積書とともに提出してください。
- （４）見積書は封入の上、当該封筒に「業務の件名」「見積者の名称」「見積者の連絡先」「当該見積書の担当者氏名」を明記してください。
- （５）見積書の提出は、持参又は郵送によるものとし、提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

※個人情報取扱い業務の委託基準に該当する場合は、（６）を記載すること。

＜例１：個人情報を取り扱う業務委託の場合＞ 「個人情報取扱特記事項」を添付

(6) この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守することとなりますので、当該特記事項の内容を確認の上、見積書を御提出ください。

個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合があります。

<例 2：特定個人情報を取り扱う業務委託の場合> 「特定個人情報等取扱特記事項」を添付

(6) この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という）及び別記「特定個人情報等取扱特記事項」を遵守することとなりますので、当該特記事項の内容を確認の上、見積書を提出してください。

個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき処罰される場合があります。

また、番号利用法第 48 条又は第 49 条の規定に基づき、処罰される場合もあります。

様式4－3

届 出 書

年 月 日

山口県知事 様

住所

氏名

当法人（私）は、消費税の免税業者であることを届け出ます。

年度 月分契約締結状況(随意契約)

部局名	
-----	--

所属名	公表 番号	契約の名称	契約締結日	契約の相手方の 名称、住所及び法人番号	予定価格	契約金額	随意契約によった場合の理由	備考
							(自治令第167条の2第1項第 号該当)	
							(自治令第167条の2第1項第 号該当)	
							(自治令第167条の2第1項第 号該当)	
							(自治令第167条の2第1項第 号該当)	
							(自治令第167条の2第1項第 号該当)	

(注1)単価契約にあっては契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び予定調達総価額を記載する。

(注2)必要に応じ、各欄の配置順を変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公表番号は、年度を通して所属ごとに契約締結順に付すること。

様式5

予 定 価 格 決 定 伺

起 案 年月日	. .		決 裁 年月日	. .		起案者 職氏名	印		
決 裁									
次の業務委託契約に係る予定価格について、別紙予定価格調書のとおりとしてよろしいか。									
契約の名称									
委託期間 (履行期間)	年 月 日 から 年 月 日 まで								
契約の方法									
入札執行日	年 月 日 時から								
入札場所									
入札執行者	職氏名								
備 考									

予 定 価 格 調 書			
予 定 価 格	円	予 算 額	円
入札書比較価格	円		
予定価格算出根基 1 根基（参考見積徴取結果、契約実績等） 2 上記を参考に次のとおり算出する。			
予 定 価 格	円		
（入札書比較価格	円）		
<※最低制限価格制度適用の場合下記を記載>			
最 低 制 限 価 格	円		
（入札書比較価格 × ※算定率）			
<※低入札価格調査制度適用の場合下記を記載>			
調 査 基 準 価 格	円		
（入札書比較価格 × ※算定率）			

予 定 価 格 決 定 調 書

予 定 価 格 円

入 札 書 比 較 価 格 円

＜※最低制限価格制度適用の場合下記を記載＞

（ 最 低 制 限 価 格 円 ）

＜※低入札価格調査制度適用の場合下記を記載＞

（ 調 査 基 準 価 格 円 ）

これは下記業務の予定価格

記

業 務	
履 行 期 間	
履 行 場 所	

上記のとおり決定する。

年 月 日

決定者職氏名

様式 6

契 約 締 結 伺

起 案 年月日	. .		決 裁 年月日	. .		起案者 職氏名	印		
決 裁									
契約の名称 ※内容は仕様書参照									
委託期間 (履行期間)		年 月 日 から 年 月 日 まで							
入札結果 又は 見積徴取結果									
契約の相手方		所在地 名 称							
契約金額		円				(参考：予定価格 円)			
源泉徴収の要否		要 (源泉徴収額 円) ・ 否							
支出科目		款) 項) 目) 節)					予 算 額		
							円		
契約保証金		納付 ・ 免除 (会計規則第133条第 号該当)							
支払方法 (特例的支出の場合に記載)		(注：支払方法、金額、支払時期等を記載のこと。)							
契約書作成 又は 請書の徴取		契約書作成 (別添案) ・ 請書の徴取 ・ 附合契約 省 略 () ※契約書種別 書 面 ・ 電 子 (代理署名者：)							
支出負担行為 の整理時期		契約を締結するとき ・ 請求のあったとき							
備 考								公表番号	

委託契約書（例）

業務の委託について、委託者山口県（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結した。

（目的）

第 1 条 甲は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を 乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （１）業務内容
- （２）実施場所
- （３）実施方法 別添仕様書のとおり

（委託料）

第 2 条 本業務の委託料の額は、金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

（委託期間）

第 3 条 本業務の委託期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（契約保証金）

第 4 条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（業務遂行上の責任者）

第 5 条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

（成果報告書の提出）

第 6 条 乙は、本業務を完了したときは、遅滞なく本業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。

（検査）

第 7 条 甲は、前条の報告書を受理したときは、当該報告書を受理した日から 10 日以内に本業務の成果について検査を行うものとする。

2 前項の検査に要する費用は、全て乙の負担とする。

3 乙は、本業務の成果が第 1 項の検査に合格しなかったときは、甲が指定する日までにその指示に従いこれを補正しなければならない。

4 前項の規定による補正に要する費用は、全て乙の負担とする。

5 前条並びに第 1 項及び第 2 項の規定は、第 3 項の規定による補正について準用する。

（委託料の請求及び支払）

第 8 条 乙は、本業務の成果が前条第 1 項（同条第 3 項の規定による補正をし

た場合にあっては、同条第5項において準用する同条第1項)の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

※月額支払や四半期支払を行う場合、概算払、前金払、部分払を行う場合は、必ず契約書において時期、回数等の条件を定めておくこと。

(個人情報の保護)

- 第9条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

※個人情報取扱特記事項

各実施機関の「個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱」に定める「個人情報取扱特記事項」を基に、必要に応じて適宜作成のこと。

※特定個人情報を取り扱う業務委託の場合、「特定個人情報等取扱特記事項」を基に、必要に応じて適宜作成し、契約書の条文は、次のとおり記載すること。

【記載例】

(特定個人情報等の保護)

第9条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「特定個人情報等取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

- 第10条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知りえた相手方固有の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。

(権利の譲渡等の制限)

- 第11条 乙は、この契約に定める乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の制限)

- 第12条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

(業務の調査等)

- 第13条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施の状況について調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(事故報告)

- 第14条 乙は、この業務委託の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に対し事故等の状況を報告しなければならない。

(履行不能の場合の処置)

第15条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰すことが出来ない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(契約不適合)

第16条 本業務の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容と適合しない場合、甲は、乙に対し、履行の迫完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求、又は解除をすることができる。

(損害の負担)

第17条 本業務の実施につき生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りではない。

2 乙は、本業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第1号適用の契約については、予算の都合による解除条項を必ず記載すること。

【記載例】

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) ～ (2) (略)

(3) 予算の都合その他やむを得ない理由があるとき

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

第19条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規程による命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合も含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定により、課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が前2号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙が、第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

（損害賠償）

第20条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その不履行が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

第21条 乙は、この契約に関して、第19条各号のいずれかに該当するときは、委託料の額の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第19条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。

2 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項の委託料の額の10分の2に相当

する金額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

- 3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

(違約金)

第22条 甲は、第18条第1項第1号及び第2号の規定によりこの契約を解除したときは、違約金を徴収することができる。

- 2 前項の違約金は、委託料の額の10分の1に相当する額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

- 3 前2項の規定は、甲が第19条の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(契約の締結に要する費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の解決)

第24条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第25条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

電子契約の場合は、次のとおり記載すること。

【記載例】

以上の契約締結の証として、この電磁的記録を作成し、双方電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。

年 月 日

電子契約の場合、契約日は無し。

委託者 山口県
山口県知事 ○○ ○○ 印
(廨 長)

受託者 ○○県△△市□□町○丁目○番○号
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○○○ 印

電子契約の場合、押印は無し。

様式 6 - 3

契 約 締 結 伺 （ 変 更 ）

起 案 年月日	. .		決 裁 年月日	. .		起案者 職氏名	印		
決 裁									
契約の名称 ※内容は仕様書参照									
委託期間 (履行期間)	当 初	年 月 日 から 年 月 日 まで							
	変更後	年 月 日 から 年 月 日 まで							
見積徴取結果									
契約の相手方	所在地 名 称								
契約金額	当 初	円							
	変更後	円							
源泉徴収の要否	要 (源泉徴収額 円) ・ 否								
支出科目	款)						予 算 額		
	項)						円		
	目)								
	節)								
契約保証金	納付 ・ 免除 (会計規則第133条第 号該当)								
契約書作成 又は 請書の徴取	契約書作成 (別添案) ・ 請書の徴取 ・ 附合契約 省 略 () ※契約書種別 書 面 ・ 電 子 (代理署名者：)								
支出負担行為 の整理時期	契約を締結するとき ・ 請求のあったとき								
備 考								公表番号	

様式 7

検 査 職 員 任 命 伺

起 案 年月日	・ ・	決 裁 年月日	・ ・	起案者 職氏名	印				
決 裁									
次の業務委託契約に係る検査職員について、次のとおり決定してよろしいか。									
契約の名称									
委託期間 (履行期間)	年 月 日 から 年 月 日 まで								
契約の相手方	所在地 名 称								
契約金額	円								
検査職員	職氏名								
検査調書	作成 ・ 省略 ()								
備 考									

業 務 委 託 検 査 調 書

業務の名称		
委託期間 (履行期間)	年 月 日 から 年 月 日 までの間	
履行場所		
契約金額	円	
受 託 者	住 所	
	氏 名	
完了年月日	年 月 日	
検査年月日	年 月 日	
検査結果	合 格 ・ 不 合 格	
所 見		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

検査職員 所属
職名
氏名

- (注 1) 契約金額、受託者の住所及び氏名は、契約書に記載された契約金額、受託者の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- (注 2) 「検査結果」欄は、該当するものを囲むこと。
- (注 3) 「所見」欄には、不合格の場合にその理由及び必要とする事後措置を記載する。

様式 7 - 3

決 裁							

業 務 委 託 検 査 報 告 書

年 月 日

(契約担当者) 様

検査職員

職氏名

業務の名称	
検 査 日	
評 価	
指示事項	
備 考	

様式 8

契約 の 概 要	業 務 名				契約金額	円
	契 約 日		委託期間	～		
	事務担当者		契約管理者		検査職員	

事務処理項目		規則・要領等	手続の 要否等	理由等	起案日/ 処理日等	決裁日/ 公表日
契約締結に至るまでの契約事務						
1	執行伺〔様式1〕	要領第2-1-(4)-② 要領第2-2-(4)-② 要領第2-3-(4)-②	必要	—		
2	競争入札等審査会〔様式2〕	要領第2-1-(4)-③ 要領第2-2-(4)-④ 要領第2-3-(4)-④				
3	入札執行伺〔様式3〕	要領第2-1-(4)-④ 要領第2-2-(4)-⑤				
4	業者選定伺〔様式4〕 ※随意契約のみ	要領第2-3-(4)-⑤				
5	予定価格の決定に係る伺	要領第2-4-(2)-① 要領第2-4-(2)-②				
6	見積書の徴取 ※随意契約のみ	要領第2-3-(4)-⑥				
7	入札結果の公表	要領第2-1-(4)-⑨ 要領第2-2-(5)	必要			
契約締結						
8	契約締結伺〔様式6〕	要領第2-6	必要	—		
9	契約書の作成/請書の徴取	要領第2-6-(2), (3)				
10	契約の相手方の公表	要領第2-1-(4)-⑩ 要領第2-2-(5) 要領第2-3-(4)-⑨	必要	—		
※随意契約は、予定価格が会計規則第165条の2で定める額を超える契約及び地方自治法施行令第167の2第1項第3号の契約が対象						
支出負担行為の整理						
11	支出負担行為の整理 〔システム登録〕	会計規則49 財務会計システム				
履行確認・検査						
12	検査職員任命伺〔様式7〕	要領第3	必要	—		
13	検査調書の作成・報告 〔様式7-2、7-3〕	要領第3-2-(1)				
支出手続						
14	支出票(支出負担行為・支出 票)の登録〔システム登録〕	会計規則56 財務会計システム	必要	—		

様式 8 - 2

変更契約

契約 の 概 要	業 務 名			当初契約金額	円
				変更契約金額	円
	当初契約日		当初委託期間	～	
	変更契約日		変更委託期間	～	
	事務担当者		契約管理者		検査職員

事務処理項目		規則・要領等	手続等	理由等	起案日/ 処理日等	決裁日/ 登録日
契約締結に至るまでの契約事務						
1	執行伺（変更）〔様式 1 - 2〕	要領第2-8-(1)-① 要領第2-8-(1)-②	必要	—		
契約締結						
2	契約締結伺〔様式 6〕	要領第2-6	必要	—		
3	変更契約書の作成 /変更請書の徴取	要領第2-6-(2)(3)				
支出負担行為の整理						
4	支出負担行為の整理 〔システム登録〕	会計規則49 財務会計システム				